

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」
(情報通信審議会平成16年諮問第8号 第2次中間答申(平成17年7月29日))
に対するご意見

氏名： 会長 田村 壮児

所属団体または会社名： 地上デジタル放送普及対策検討会

住所： 高知県高知市本町4丁目1番16号 高知県企画振興部情報基盤課内

連絡先(電話番号)： 088-823-9650

(電子メール)： souji_tamura@ken3.pref.kochi.jp

ページ	p. 28～32
ご意見等	<p>放送事業者がアナログ時と同等の放送エリアをカバーするための中継局整備のロードマップを早急に策定し、公表することが必要との記載は、当検討会が去る6月14日に行った提言にも沿ったものであり、高く評価します。</p> <p>つきましては、ロードマップの公表は、年内のできるだけ早い時期に、全ての中継局を対象として行うとともに、その実行が担保されるよう国としての強力な指導や支援をお願いします。</p> <p>また、放送事業者が、自助努力ではアナログ時よりカバーエリアが縮小するとの計画を示した場合には、答申に記載しているとおり、その合理性について、国において徹底した精査をお願いします。</p>
理由	<p>① 中継局の整備は2010年までに完了すること、また、エリア外について代替手段による対応が必要であることを考慮すれば、残された期間はわずかしかなく、基礎となるロードマップの策定、公表は極めて緊急を要するため。</p> <p>② ローカル民放の中には、いまだにアナログ時と同等の放送エリアをカバーすることを困難視しているところも見受けられ、その結果、ロードマップの内容及び実行についての不安があるため。</p>

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」
(情報通信審議会平成16年諮問第8号 第2次中間答申(平成17年7月29日))
に対するご意見

氏名：会長 田村 壮児

所属団名または会社名：地上デジタル放送普及対策検討会

住所：高知県高知市本町4丁目1番16号 高知県企画振興部情報基盤課内

連絡先(電話番号)：088-823-9650

(電子メール)：souji_tamura@ken3.pref.kochi.jp

ページ	P. 28、P. 29、P. 31、P. 45～59
ご意見等	<p>「アナログ時と同等の放送エリア」や「現在アナログ放送を視聴している地域」との記載がありますが、この意味するところは、現在、親局や中継局の放送波を直接受信している「エリア・地域」だけでなく、他の代替手段(共同受信施設、CATVなど)で受信している「エリア・地域」を含むことを明記すべきです。</p> <p>また、同一放送区域内で、放送事業者によってアナログ時の放送エリアが異なっている場合には、より広いエリアをカバーする放送事業者のエリアを基本に「アナログ時のエリア・地域」をとらえるべきだと考えます。</p> <p>なお、今後の代替手段については、従来の共同受信施設やCATVだけでなく、答申に沿ってIPや衛星などあらゆる可能性の検証を国として推進すべきです。</p>
理由	<p>① 「アナログ時と同等の放送エリア」について、直接受信のみに限定すると、現在代替手段で受信している視聴者への対応が視野に入らなくなってしまうため。</p> <p>② 放送区域内の放送は、対象となる全ての放送事業者があまねく普及することが原則であるうえ、今後の地上デジタル中継局は、共同建設を基本に対応していくことが想定されており、放送事業者のエリアは同じになることが想定されるため。</p> <p>③ アナログ時のエリアを100%カバーするためには多様な選択肢が望まれることから、代替手段については、あらゆる可能性を排除すべきではないため。</p>

地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」

(情報通信審議会平成16年諮問第8号 第2次中間答申(平成17年7月29日))

に対するご意見

氏名：会長 田村 壮児

所属団体または会社名：地上デジタル放送普及対策検討会

住所：高知県高知市本町4丁目1番16号 高知県企画振興部情報基盤課内

連絡先(電話番号)：088-823-9650

(電子メール)：souji_tamura@ken3.pref.kochi.jp

ページ	p. 28～32、P. 36～38、p. 45～59
ご意見等	<p>2011年のアナログ放送停波を円滑に実施するためには、「送信環境」「受信環境」の整備を一体的に推進する必要があることは、答申に記載されているとおりですが、その推進に当たって、1) デジタル放送送信環境の整備は放送事業者の自助努力によること 2) 地方自治体に新たな財政負担が生じないこと を前提に、国としては、1) 自助努力を超えるとする放送事業者の経営状況の徹底した精査 2) 地理的条件、共聴施設やCATV等既存の代替手段の実態などを十分把握した上で、必要に応じて適切な措置を次のとおり講ずるべきです。</p> <p>① 「送信環境」の整備に関しては、視聴者や地方自治体に新たな負担のない衛星、IP等あらゆる代替手段の活用可能性についても十分な検討を行った上で、なお中継局伝送によることが必要であり、当該中継局が放送事業者の自助努力のみでは整備困難と認められる場合には、適切な支援を行うこと。</p> <p>② 「受信環境」の整備に関し、共聴施設をはじめとする様々な受信確保手段について、視聴者や地方自治体に新たな負担が生ずると認められる場合には、適切な支援を行うこと。</p>
理由	<p>① デジタル放送への完全移行は、視聴者にとってのメリットだけでなく、電波の有効活用や経済活性化など国全体としての目的のもとに進められるものであり、地方自治体に受信確保のための新たな財政負担が生じることは容認できないため。</p> <p>② 国は、地上デジタル放送の地域間格差のない普及に当たり、視聴者や地方自治体に新たな負担を生じさせない一方、納税者である国民の理解を十分得られる、あらゆる手段を検討し、実行していく責務を有するものとするため。</p>

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」
(情報通信審議会平成16年諮問第8号 第2次中間答申(平成17年7月29日))
に対するご意見

氏名：会長 田村 壮児

所属団体または会社名：地上デジタル放送普及対策検討会

住所：高知県高知市本町4丁目1番16号 高知県企画振興部情報基盤課内

連絡先(電話番号)：088-823-9650

(電子メール)：souji_tamura@ken3.pref.kochi.jp

ページ	P33～P35
ご意見等	<p>アナログ波が停止されること(＝現状のままでは、テレビ放送が見られなくなる)について、放送事業者と国は、あらゆる措置を講じて、国民の理解(同意)を得ていく必要があると考えます。</p> <p>また、国民のニーズを踏まえ、低廉なデジタル放送受信機の開発についても至急推進していくべきと考えます。</p>
理由	<p>アナログ用テレビは、2011年においても相当数存在することが見込まれ、また、今後、国民の理解を得るための十分な措置を講じないと、デジタル放送移行に対する認識が不十分なままの世帯(例えば高齢単身者等)が数多く残り、アナログ波の停止時に大きな混乱が予想されるため。</p> <p>また、アナログ用テレビに根強い人気がある現状から、低廉な製品を求める国民ニーズは明確であり、このニーズに応えていかなければ国民の理解は得られないと考えられるため。</p>